

サド裁判と戦後の日本(一)

宮本 陽子

一九九〇年、フランスにおいてもっとも権威のある文学叢書と言われているガリマール社のプレイアード版から現在、フランス十八世紀研究の第一人者とも言うべきソルボンヌ大学教授 ミシエル・ドウロンの監修によりサド全集の第一巻が刊行されたことを皮切りに、翌一九九一年、モーリス・ルヴェが従来に例のない詳細な資料に基づいたサドの伝記を発表し、一九九八年、プレイアード版のサドが第三巻をもって完結した今日、かつてフランスにおいても「サド裁判」というものが世間を騒がせ、両国において有罪となった事件は、新しいサドの読者にとっては信じられないような出来事である。フランスにおいては一九四七年にジャン・ジャック・ポヴェール社から『マルキ・ド・サド全集』の刊行が始まっていたが、一九五四年に、全集のうちの『閨房哲学』、『ソドムの百二十日』、『新ジュスチヌ』がすべての善良の風俗に反するものとして、特別諮問委員会の警告の対象となり、翌一九五五年に、『ジュリエット物語あるいは悪徳の栄え』も同委員会の警告の対象とな

り、さらに刑法一二五条によって判決を要求された。一九五六年、『マルキ・ド・サド全集』の公判が始まり、翌一九五七年、『マルキ・ド・サド全集』に有罪判決が下り、罰金八万フランと、すでに特別諮問委員会の警告の対象として押収されていた四著作『閨房哲学』、『ソドムの百二十日』、『新ジュスチヌ』、『ジュリエット物語あるいは悪徳の栄え』の焼却と発禁処分が決定したが、これらの四著作を除く『マルキ・ド・サド全集』そのものは刊行を続行し、この年に完結を見た。この裁判において、アンドレ・ブルトンを筆頭に、ジョルジュ・バタイユやジャン・ポーランらの著名な哲学者、文学者が弁護側の証言台に立ち、サドの文学的あるいは哲学的価値を主張することで検事側と闘ったが、まだカトリックの道德的影響の強い時代において、サドの反道徳・反人間主義思想が受け入れられることはなかった。

いっぽう、わが国においては、一九五九年六月、サドの『ジュリエット物語あるいは悪徳の栄え』を二部に分け、抄訳本

としてその前半が『悪徳の栄え 正』というタイトルで、現代思潮社から澁澤龍彦の翻訳で出版され、さらに同年十二月、後半の『悪徳の栄え 続』が出版された。翌一九六〇年四月七日、警視庁保安課が東京神田の現代思潮社を家宅捜査し、『悪徳の栄え 続』に関する「猥褻文書販売同目的所持」の容疑で押収、発売禁止処分にしたときから、いわゆる「サド裁判」が日本において始まる。一九五九年出版の『悪徳の栄え 続』について「猥褻文書販売同所持」により現代思潮社社長の石井恭二と翻訳者澁澤龍彦が東京地方検察庁によって正式に起訴されるのは翌年の一九六一年一月十六日であったが、すでに一九六〇年の発売処分から「サド裁判」はマスコミを賑わし、サドの名と『悪徳の栄え』を有名にしていた。一番は一九六一年八月十日の第一回公判を最初に、一九六二年十月十六日の第十八回公判まで一年以上に亘って行われた結果、無罪となる。しかし、東京地検はこの判決を不服として、東京高裁に控訴の手続きをとった。一九六三年十一月二十一日、東京高裁は一審判決を破棄し、有罪とした。翌二十二日、被告側は上告の手続きをとり、一九六九年十月十五日、最高裁判所において、上告審判決公判が行われ、有罪判決が下される。二審の求刑どおり、澁澤被告に七万円、石井被告に十万円の罰金が科された。⁽²⁾

以上が、日仏両国における「サド裁判」の概略であるが、日本においては、問題となった『悪徳の栄え 続』が発行されて

から最高裁の判決までおよそ十年近く争われたということになる。「サド裁判」からおよそ十年前、一九五〇年四・五月に、小説家で英文学者の伊藤整が翻訳したロレンスの『チャタレイ夫人の恋人』（小山書店）は、出版後間もない同年六月、最高検察庁により押収指令が出され、九月十二日、刑法一七五条に定める猥褻文書販売罪のかどで起訴され、一九五一年から公判が始まり、一九五二年の東京高等裁判所第二審判決を経て、一九五七年三月最高裁判所で上告棄却を受け、有罪確定となっている。⁽³⁾

もちろん、フランスの十八世紀革命期の作家サドと、イギリスで十九世紀に生まれ、二十世紀に亡くなったロレンスとはいかなる関係もないし、両者の作品が猥褻文書として有罪になったということ意外に共通点はない。しかし、いわゆる「チャタレイ裁判」の起こった一九五〇年から「サド裁判」の終わった一九六九年という時代を考えると、いずれも日本が政治的に激しく混乱していた時代に生起し、長期に亘って衆目を集めることになった事件である。「チャタレイ裁判」は一九四五年の第二次大戦敗北、一九四六年のG・H・Qによるプレスコード、一九四七年の新日本国憲法施行を経験したあとの日本で起こり、この裁判の最中、一九五二年に対日平和条約・日米安全保障条約の発効によって一応の占領終結を迎え、いわゆる「五五年体制」が確立され、「もはや『戦後』ではない」という言葉が『経済白書』に登場した一九五六年の翌年に有罪確定で終了する。いつ

ほう「サド裁判」は、やはり「戦後ナショナル・アイデンティティの混乱」⁽⁴⁾を解けない問題として抱えたままの一九五九年、すなわち安保改定交渉の大筋が固まった時期に問題の著作が発行されたことに端を発し、翌一九六〇年、大多数の国民の反対の間隙を縫うような強行採決によって決議された新安保の年に問題の著作が発禁処分となり、新安保をめぐる市民運動の高まった一九六一年に正式に告訴され、全共闘運動が一気に盛り上がり東京大学安田講堂を占拠していた学生が機動隊によって排除された一九六九年に、最高裁から有罪判決が下り終結を見る。こうした現在に尾を引くような政治的混乱と動乱の時期に、作品の時代背景や作者の思想には大きな開きはあるものの、いずれも「性」とその表現に関わる理由で断罪されていること、そして、いずれも文学者のみならず多くの人々の関心を集めたことは、注目に価するだろう。もちろん、歴史的イベントと文学に関わる裁判がバラレルに並ぶからといって、文学史上の出来事と政治史上の出来事に因果関係がある、と主張するつもりはない。しかし、こうしたバラレルな関係をまったくの偶然のせいにしてきたるほど、文学と政治は無関係なものではあるまい。これら二つの裁判に関わった人間の証言はもちろん、両方、あるいは後者だけの時代を経験した人間の証言さえも聞くことがほとんど不可能になっている今日、二つの裁判を考察の対象にしてみたい誘惑に駆られるが、ここでは、おもに「サド裁判」を中心に

考察してゆきたい。必要に応じて、「チャタレイ裁判」やそのほかの文学的事件についても言及することになるだろう。

なお、「サド裁判」については、当然のことながら当事者の現代思潮社から、裁判当時の一九六三年に上下二巻からなる『サド裁判』が発行され、一時期は絶版になっていたものの、一九八八年に再版され、詳細な公判の記録を読むことができる。また、現代思潮社創業者で「サド裁判」の被告の一人である石井恭二が二〇〇二年に発表した『花には香り 本には毒を』においても「サド裁判」については一章が設けられ、さらにもう一人の被告、澁澤龍彦の章は「澁澤龍彦と戦後日本(石井恭二著)」と「サド裁判前後 インタビュー 松山俊太郎(松山俊太郎と石井恭二の対談)」という節から構成されており、いずれにおいてもサド裁判については僅かにはあるが触れられている。そのほか河出書房新社の全二十二巻からなる『澁澤龍彦全集』はおもに澁澤の翻訳と創作で構成されているが、別巻二巻のうち第二巻は「サド裁判」公判記録と澁澤に関する対談、あるいは澁澤との対談、澁澤を交えた座談会、インタビュー、対談等からなっており、この巻の半分ちかくを占める巖谷國士による巻末には「サド裁判」公判記録」の詳細な解題と年譜が付され、澁澤を中心とした裁判の状況を明確に伝えてくれる。さらに最近の研究においては、関西学院大学教授関谷一彦による「サド裁判」―猥褻についての法的立場と文学的立場―という論文⁽⁵⁾が、

サド擁護という同じ立場に立つ弁護人と翻訳者の間にある意見の微妙な相違を摘出して興味深い。

しかし本論考では、先人方のこうした研究、論考を参照にさせていたただいたうえで、なぜこうした裁判が十年近くの年月をかけて争われたのかということや時代背景とともに考えてゆきたい。論者がなぜ時代に拘るのかということについては、先に挙げた「チャタレイ裁判」との関連以外に、『悪徳の栄え』が翻訳され、発禁となった一九六〇年前後という時期の特別な事情がある。すなわち、一九六〇年十一月に『中央公論』に発表された深澤七郎の小説『風流夢譚』が、翌一九六一年二月一日に『風流夢譚』事件と呼ばれる殺人事件を引き起こしたこと、この事件とは関係ないが、その六週間後に、前年やはり『中央公論』に連載された三島由紀夫の『宴のあと』が「プライバシーの侵害」として訴えられるという事件が起こったこと、さらに、『三島由紀夫が「憂国」を書きあげたとき『風流夢譚』を意識していた』⁽⁷⁾ということ、もう一つつけ加えるなら、実際には十年後の一九七〇年に発行されることになる沼正三（本名 天野哲夫）の『家畜人ヤプー』という奇妙な小説が、このころ「マニア向けのマイナー雑誌『奇譚クラブ』に連載され」ていたのを三島が中央公論社に持ち込み、「校正刷りまでできていたが、安保闘争と『風流夢譚』の騒ぎで立ち消えになったのだとのこと」⁽⁸⁾など、現在では想像もできないほど文学と社会の強い結

びつきを感じさせる出来事が生起している。念のために説明しておく、「風流夢譚」とは主人公「私」の十分間の夢という設定で、皇居前広場で暴動が起こり、暴徒に「ミッチーが殺される」のを見に行つた「私」が軍隊のふざけた演奏が流れるなか、屋台の出たお祭り騒ぎの広場に仰向けに寝かされた「皇太子殿下」と「美智子妃殿下」にマサカリを振り下ろし、頭が「スッテンココロと金属製の音がして転がる」という短編である。この作品に憤慨した右翼が中央公論社長宅を襲い、家で働いていた家事手伝いの女性が死亡するという事件、社長の名前をとって「嶋中事件」とも呼ばれる事件を引き起こし、作者の深沢七郎はこの作品を著作集に入れず、作品目録から削ってしまった。また、『家畜人ヤプー』は主人公の日本人男性が白人女性に徹底的に支配されることを歎びとする、というマゾヒスティックな作品である。作者は少年時代、第二次大戦敗戦の一ヵ月半後、新聞のトップに「五段抜き」で掲載されながら「天皇陛下、マククアーサー元帥御訪問」というタイトルの「廿七日アメリカ大使館にて謹写」と説明されただけで記事のまったく見えない写真を見て、日本人であることに恥辱感を覚え、「この恥辱感を一身に引き受けたかのように、『逆ユートピア（浄土地獄）』としての「イス王国」を想像し、創作する試みに喜びを見出し」⁽⁹⁾たという。いずれにしても、皇室を抜きに語れないようなこうした作品が皇太子の結婚直後、安保闘争の頃に書かれ

たことは無視できまい。論者は皇太子の結婚パレードの頃、渋谷の三宅坂にあった社宅に住む幼稚園児であったが、社宅のすぐ前をパレードが通るわけではないのに、当日は「ヴェランダに布団を干さないように」というお触れが回ったことを子供心にも訝しく思い、記憶している。当時、ヴェランダに布団を干すことは、どのマンションでも当り前のことであった。

『富士の気分』の著者船木も指摘しているように、一九六〇年前後は戦後史にとつてたしかに一つの時代の節目と呼びうるであろう。皇室が「民間」出身の皇太子妃を迎えるというこの出来事は、「天皇が信仰の対象である『現人神』から、ほんとに人間になったこと」の『反映』であり、「国民大衆の信頼を必要とする対象が変わったということ」であろう。「皇太子とミッチーの結婚式を見ようとテレビの保有家庭が、百万世帯から一挙に五倍の五百万近くに増え」、「その前にはほとんど新聞社の専有だった週刊誌の、出版社による創刊があいついでブーム」となり、「新しい情報時代の到来」、「新しい消費の時代の到来」となり、「あらゆる事物が商品としての価値に換算できるようになった」⁽¹⁰⁾。

同様の変化が、六十年安保闘争そのものの周辺においても見られる。小熊英二は『〈民主〉と〈愛国〉』において、「テクノロジによって」、「統治者の予想をこえた運動の速度」が可能になった⁽¹¹⁾ということを指摘する。たとえば、安保闘争に関わって

いた鶴見俊輔は、「当時最新のコミュニケーション技術である電話」のおかげで「電話一本で即座に作業がすすんでゆく」という感想を述べている⁽¹²⁾。小熊はさらに丸山真男の証言も引きながら、「抗議の表現手段の多様化も、新しい技術の普及に支えられた。ガリ版印刷機の普及は、既存手段に頼らずとも、チラシやビラを各地の組織がつくることを可能にした」、とまとめている⁽¹³⁾。こうした時代にあつて、安保闘争に関してもやはりテレビ

の果たした役割は大きい。小熊によれば、岸首相による「強行採決のニュースを浸透させたのは、当時の新しいメディアであるテレビ」であつた。「いわば、安保闘争は、『国民』的なレベルで人びとがテレビを介して接した、はじめての政治的事件であつた」⁽¹⁴⁾。小熊は当時のテレビで強行採決の様子を見た人びとの声を引用しながら、「テレビは空間的な距離をこえて、『想像の共同体』を創りだしていたのである」、と集約する。さらに彼が注意を促しているのは、「人を分断するメディアではなく、人を結びつけるメディアとして」のテレビであり、これが共に見た「人びとのあいだに、しばしば共通の関心と論議をよびおこした」ことである。現在のように一人で孤独にテレビを見るのが稀であつたこの時代において、「茶の間にある一台のテレビの前に、家族が集まって放送をみた」⁽¹⁵⁾のであつた。

こうして、さまざまなコミュニケーション手段を媒介に生まれた新しい空間、「創造の共同体」を生きる意識から、小熊は

「市民」が登場する、と述べる。彼によれば、「市民」は、「安保闘争のなかで現われた、自立と連帯が同時に実現している状態を形容した言葉」である。もちろん、彼も説明するとおり、「市民」という言葉には、歴史観によって「プチブル」や「シトワイヤン」などさまざまな意味が可能であったが、しかし、「一九六〇年の『市民』という言葉の台頭は、思想の変化というよりも、むしろ言語体系の変化であった」と小熊は主張する⁽¹⁶⁾。安保闘争で信頼をうしなった共産党がスローガンに掲げていた「民族」という言葉を避け、「共産党から忌避されていた『市民』を採用という、言語体系の転換が行われた」と小熊は言う⁽¹⁷⁾。「市民」の民主主義が高まった一九六〇年の初夏においては、「市民」と「国民」、「個人」と「組織」、「民主」と「愛国」は、どれも同一の現象と心情を表現する言葉だった⁽¹⁸⁾。彼によれば、安保闘争は学生たちの「無私」の運動、すなわち全学連が中心となっており、「賃上げ目的ではない、『無私』の行動とみなされたことが、労組員の士気と一般の支持を高めたのだ⁽²⁰⁾」。こうした「無私」の表現形態は「学生たちのデモだけではなく、大学教官たちにも共有されていたという⁽²¹⁾。小熊は、「岸政権のもとで公務員の職に就くことを拒否して、東京都立大学の教授を辞職した」竹内好や、竹内に続いて、「東京工業大学の助教」を辞職した鶴見俊輔の例を挙げ、こうした教官らの行為が共感をもって受け入れられたことをつけ加えている⁽²²⁾。「無私」の行為が学

生から教官に広がるいっぽうで、右翼を雇い、全学連を襲撃させる自民党は市民たちを憤激させ、また全学連の運動を妨げる共産党も反発を集めた。とりわけ、六月一五日の夕方、学生たちが国会構内に突入したときに、共産党がデモ隊をアメリカ大使館の方に誘導し解散させることで、全学連主流派のデモ隊を孤立させたために、デモ隊が警官隊に制圧され、大勢の負傷者を出し、そのなかで東京大学の学生だった樺美智子が死亡した事件は、当局と共産党に対する批判と怒りを集中させた⁽²³⁾。しかし、人びとの共感はいくらでも学生の「無私」、「純粹な正義感」に捧げられていたのであり、マルクス主義に共鳴したわけではなかった。学生と彼らを支持する市民たちの反発によって、どこまでも強気の岸首相に率いられた当局側も、翌日、一九日に予定されていたアイゼンハワーの東京訪問を中止せざるをえなかった⁽²⁴⁾。「樺の死と全学連の直接行動」に対して、「東京の主要新聞七社は、アイゼンハワー東京訪問中止決定の翌一七日の朝刊で、『暴力を排し議会主義を守れ』という共同声明を掲載し、全学連を批判した⁽²⁵⁾」が、こうした報道の冷たさが、鶴見俊輔や清水幾太郎ら年長者たちの学生たちに対する共感をいっそう募らせる結果となった。

以上のように空前の共感を集めながらも多大な犠牲を払った安保闘争であったが、六月一八日深夜、午前零時に、デモ隊に包囲された国会のなかで安保改定は自然承認されてしまった。

安保闘争に対して、当然のことながらアメリカは非常に批判的であり、日本の新聞はアメリカの批判が日本についてのまったくの無知からくるものであることを知りながら、これに引きずられるように、安保闘争に対して「マイナス評価」を下している。小熊によれば、「日本の新聞が気にかけていたのは、欧米のメディアが安保闘争を、ほぼ同時におこっていた韓国やトルコの政変と、類似のものとして報道していることであつた」⁽²⁶⁾。つまり、日本が欧米から「後進国」扱いされることを恐れたというのである。新聞と同様の政界の声として、小熊は社会党の江田三郎と首相の岸信介の言葉を引用しているが、ここでは後者のものだけを挙げておく。「日本の政局の現状を韓国、トルコにくらべるものもあるが、これらの国には言論の自由がなかったのに対して、日本は行き過ぎと思われ、言論が自由で根本的に違う」⁽²⁷⁾。(傍点強調は論者)「安保闘争の結果に対する判断はさまざまであつたが、いずれにしても、「安保の自然承認と岸首相の退陣以後、デモの波は急速に退いていった」⁽²⁸⁾。この年の六月二六日の『毎日新聞』は、「一九六〇年三月に卒業した大学生の就職率が戦後最高を記録し、ほぼ完全就職状態になったことを伝えていた」⁽²⁹⁾という。小熊はこうした状況について、「一九六〇年の安保闘争は、戦後日本の進歩派が『愛国』や『民族』といった言葉で表現してきた心情が、最大にして最後の噴出をみた事件だつた」⁽³⁰⁾と総括している。岸に代わって首相となつた池田勇

人は、就任直後に「所得倍増」の旗印を掲げ、時代は高度成長期に突入する。

この年は政治のみならず、文化的にも激動の年であつた。映画については、「前年にフランスで起こつたヌーヴェル・ヴァーグの旋風で幕が開いた」年であつた。三月にフランソワ・トリュフォーの『大人はわかつてくれない』とジャン・リュック・ゴダールの『勝手にしやがれ』が公開されて大きな反響を呼び、「その新しい息吹は、六月以降に公開された大島渚、吉田喜重、篠田正浩ら松竹の若手監督たちの作品に『松竹ヌーヴェル・ヴァーグ』というレッテルが貼られて話題」⁽³¹⁾となつた。とりわけ本論考に関係の深い作品としては、十月に上映され、僅か四日で上映中止となつた大島渚監督の『日本の夜と霧』は、大島が「六〇年六月の日米安保条約改定反対のデモとその敗北という出来事におおきな衝撃を受け」、「安保の信が問われる総選挙に向け、退潮機運の建て直しを訴えようと、きわめてアクチュアルな題材をディスカッション仕立てで同時代の観客に問うた政治映画として知られている」⁽³²⁾。美術においては四月に、「第一回ネオ・タイズム・オーガナイザー展」が開かれ、また音楽においては、六月に、林光、武満徹らによる「民主主義を守る音楽家の会」が結成された。さらに、日本における暗黒舞踏の第一人者、土方巽、大野二雄が「DANCE EXPERIENCEの会」で暗黒舞踏派公演を行った⁽³³⁾。また、事件としては安保闘争

以外に、十月、社会党委員長・浅沼稻次郎が、右翼少年十七歳の山口二矢によって刺殺され、山口は鹵磨き粉で「七生報国 天皇陛下万歳」と刑務所内の壁に書き残し、自殺したことも述べておかねばなるまい。⁽³⁴⁾ なお、この事件をもとにして、大江健三郎は「セヴンティーン第二部政治少年死す」という短編を書き、『文学界』一九六二年二月号に発表した。右翼団体の抗議のために、この作品は深沢七朗の「風流夢譚」同様、全集にも収められることなく、いまだに封印された状態である。いずれにしても、安保改定という大きな事件がひとつの問題提起となつて、文化的にも政治的にも自らの立場を選択することを、その時代を生きる人々に強いた、と言つてもよからう。

さて、「サド裁判」のほうに戻ると、濫澤が『悪徳の栄え』の翻訳を出版したのが一九五九年、これが発禁処分を受けたのが一九六〇年、そして裁判が始まったのが一九六一年である。これを、もう一度繰り返しておく。サド裁判は「行き過ぎと思われろほど言論が自由」な日本（岸信介）で、一つの時代に節目に生じた事件である。翻訳者の濫澤自身、最終判決で敗訴した一九六九年、『日本読書新聞』一月号のインタビューで、「六一年に起訴されて、七〇年の直前に最高裁の判決が出たということは、まさに六〇年代とサド裁判とがピッタリ重なつていた。パレルだった、というわけですね」と語っている。濫澤が見事な点は、発禁処分を受けた一九六〇年から最終判決の出た一

九六九年まで「サドの危険性⁽³⁵⁾」という主張を繰り返し、終始一貫して意見を変えないことである。正式に起訴された一九六一年一月二〇日の四日後、『内外タイムズ』で「勝敗にはこだわらない⁽³⁶⁾」と気炎を吐いていた濫澤の敗訴は、安保自然承認における「下手に勝つくらいなら、うまく負ける」という竹内好⁽³⁷⁾のセリフを思い出させる。実際、濫澤は先の『日本読書新聞』のインタビューで、「無意識のうちにですけれども、サド裁判の初期には、まあ一種のアジテーターのような役割を果たしてしまつたような気がしている⁽³⁸⁾」と述べている。彼が時代の一歩先を行つていたのかは定かではないが、少なくとも、安保世代から全共闘世代へと読者数が圧倒的に増える時代に読者の心をうまくつかんだ人間であつたと言えるだろう。「サドは反政治主義の象徴、あるいはエロス・プラス・政治の象徴として、六十年代の地平線に大きく頭をせり出して来たわけだ。若い人はこれを敏感にキャッチしましたね。いわゆる安保世代ですね⁽³⁹⁾」、あるいは、「(サドは) せまい意味での政治主義に対する強力なアンチテーゼの役割を果たしたわけです。民主主義や進歩主義のギマンを暴露するのに、サドの毒は有効だつたと思う。だから、安保世代がサドにとびついたのは、挫折のあとの反動ではなく、挫折をのりこえるためのカンフル注射みたいなものじゃなかったか、と考える。現在の全共闘の学生の考え方のように、政治主義的な発想が全面崩壊する端緒をつくつたのは、いささか我田引水

かもしれないけれども、サド思想の毒ではなかったろうかと考
えるわけです⁽⁴⁰⁾、という具合に彼はサドに語らせるようにしなが
ら、しかも、当時の学生たちに寄り添うような言葉で、自らを
語っている。しかも彼は常に自らを発信する機会を無駄なく使
うすべを知っていた。安保闘争時代の学生たちも、全共闘世代
の学生たちも濫澤の語る言葉のなかに自らの言葉と同質のもの
を見出し、そのなかでサド／濫澤に魅了されたのであろう。一
九六一年一月三十日、すなわち、正式に起訴された十日後、濫
澤は友人であり先輩として慕っていた三島由紀夫に宛てて、「サ
ド裁判」における「方針」などを語った手紙を書き、これを
『新潮日本文学アルバム五四 濫澤龍彦』に写真紹介している。
以下はその引用である。

(…) わたしの方としては、勝敗など問題にせず、一つの
お祭り騒ぎとして、なるべくおもしろくやろうと考えてい
ます。(…) 本屋さんが、だいたい極左の、アナーキストで、
わたくしも、どうしても本屋さんのペースに引っぱられる
かたちになります。

訳者と出版社のあいだで完全に意見の一致している点は、
一・いわゆる文化人の民主的・良識的闘争にしないこと
一・安保闘争以来の良識的ムードをぶっこわし、テロリズ
ムのムードを煽り立てるようにすること

一・弁護人や証人(鑑定人)の意見を一本に縛らず、めい
めいが勝手なことを言うようにすること

一・法廷で争われる点は、主としてワイセツ論議になるで
しょうが、われわれとしては、破壊思想、危険思想と
いった点を強調して、問題をなるべく思想裁判の方へ
引っぱってゆくようにすること

(…) こんな方針でやる以上、負けるのは最初から分かって
おりますが、勝つより負ける方が、はるかに有意義ではな
かろうかと考えます

はつきり申せば、もともと現代思潮社という出版社は、
バックに全学連主流派の理論的支柱と考えられている植谷
雄高、吉本孝明、谷川雁などを擁しているのです、特別弁護
人もこれらの中から選ばれることになろうかと思えますが、
証人にはできるだけ広範囲の思想傾向の人に登場していた
だきたいと考えます、できれば戦前右翼のしつかりした人
にも……(傍点強調は論者)

濫澤が『悪徳の栄え』を抄訳で発表した現代思潮社という出版
社や、この「出版社が擁している」という「全学連主流派の理
論的支柱」であるという思想家たちについては稿を改めて考察
することにしますが、いずれにしてもこうした名前がこの時代に
持っていた魅力についてはここで一言述べておきたい。三島と

いう作家の名前の持っていたプレスティージユもさることながら、新左翼系の思想家たちは時代の寵児であったと言ってよいだろう。実際に、彼らの著書がどの程度読み込まれていたか、そもそも、彼ら自身が自らに先行する思想家たちをどこまで理解していたかについてはここでは問わないが、少なくとも、高度成長期を目前にし、船木拓生によれば、「あらゆる事物が商品としての価値に換算できるようになった」時代、「『人気』なる基準のもとに均され、この基準になじまぬ事物は異物として拒まれ排除されるように」なり、「ことばも例外でいることはできな」くなり、「消費の対象となり、なによりもまず商品として価値が問われることになった」⁽⁴¹⁾時代において、書物も思想も「消費の対象」となることを免れることはできなかった。

作家もまた例外ではなく、澁澤から公開の手紙を受け取った三島もまた、このころ、自らを「『人気』なる基準のもとに」振り分けられる「消費の対象物」となるべく、進んで映画スターをめざし、「五十九年の暮に大映と専属契約を結んだ」という。船木によれば、三島は、翌六〇年、「はじめての主演映画を撮った。若尾文子との共演、二枚看板による『からっ風野郎』というヤクザ映画で、ヤクザの二代目を演じた。⁽⁴²⁾安保闘争がクライマックスに向かう一九六〇年の春、この映画は公開になったが、三島の作詞、歌唱による主題歌はおろか、映画そのものも話題にならず、「むしろ失笑を」かう出来栄であった。⁽⁴³⁾船木によれば、

一九六〇年代後半の三島はノーベル文学賞の候補として有力視されていたこともあって、「はじめて話題にのぼった年には、その直前にストックホルムを訪ね」、「翌年の受賞者発表時には自宅につめかけた新聞記者の、予定原稿の求めに応じて『喜びのことば』までしゃべってしまった」という。三年目は騒動を逃れてバンコックで発表を待ったが、またまた流れ、「授賞受賞運動をやめた四年目は毎日新聞社で待機した」が、「そこへテレックスが送ってきたのは川端康成の名前だった」⁽⁴⁴⁾という。

せっかく受賞した川端は四年後の一九七二年に自殺してしまう。賞を逃した三島は川端の死よりも二年早い一九七〇年十一月二五日、神宮外苑を車で二周しながら「唐獅子牡丹」を歌い⁽⁴⁵⁾、自衛隊市ヶ谷駐屯地すなわち東部方面総監部の総監室で切腹し、彼が率いる楯の会の学生長森田必勝に介錯されて死んだ。⁽⁴⁶⁾三島もまたマスコミを活用することに吝かではなかったので、前日、『サンデー毎日』の記者とNHKの記者に電話をし、私信を書いていたという。⁽⁴⁷⁾しかし、バルコニーから檄を飛ばす三島の言葉をもとにも聞く自衛隊員はおらず、野次と罵声を浴びながら演説を終えた三島は、「仕方がなかったんだ」とつぶやいて、死に向かったという。ここで論者は三島を滑稽な作家として描きだそうとしているわけではない。サド裁判の被告澁澤の手紙を受け取った三島と、手紙の書き手澁澤の差異を強調しておきたいだけである。いつも同じことを主張し続け、しかし、偶然にせ

よ作為からにせよ、時流にうまく乗った澁澤のしなやかさと、文学者として、芸術家として澁澤から敬愛されていた三島のこの不器用さに注目したい。サドが監禁されればされるほど作品を書き、自らを創出したように、サド裁判が続けば続くほど、被告であり被害者である澁澤は、一つのことを発信し続ける機会を与えられ、自らをサド／澁澤として生成することができた。サド裁判の先輩ともいえるチャタレイ裁判は期間が短かったことや伊藤整の生真面目な性格、そして何よりもマスコミと社会の状況、読者の数の違いなどから、ロレンス／伊藤として語るという機会を伊藤に与えなかった。

澁澤は『悪徳の栄え』が発禁処分になった一九六〇年十一月、京都大学十一月祭に呼ばれ、針生一郎、松本俊夫、和田勉らとともにシンポジウム「サドの眼 Ⅲ」に出席している。また、安保闘争後の一九六二年五月には、東京大学五月祭で文学部仏文学科主催の公開討論会「サドは有罪か」に栗田勇、森本和夫、白井健三郎、石井恭二とともに出席する。京都大学のシンポジウムの出席者、針生一郎は三島と同じく一九二五年生まれの美術評論家で、現在も長老的存在で活躍している。松本俊夫は一九三二年生まれの映画監督。『薔薇の葬列』で華々しくデビューし、以後、夢野久作の小説の映画化などを手がけている。和田勉は一九三〇年生まれの出作家で俳優として映画にでることもあり、また評論家あるいはコメンテーターとして、今日、テレ

ビに登場することもある。東京大学の公開討論会の出席者については、石井恭二はサド裁判のもう一人の被告で現代思潮社創業者、あとはすべて現代思潮社が擁するフランス文学系の翻訳者たちである。こうしたシンポジウムや討論会の内容については、今日、もう調べるすべもないが、少なくとも、大学祭に招聘される新しい文化人としての澁澤の人氣は疑うべくもない。こうして、サド裁判は安保闘争時代の学生と全共闘の学生が共感をもって見守るなかで遂行されてゆくことになる。

注

- (1) シュールレアリスム関係の文学書で有名な出版社。社長のジャン・ジャック・ボヴェールはみずから筆を執り、サドの伝記を著してゐる。Jean Jacques Pauvert, *Stade Vivant*, 1, 2, 3, Laffont, 1986.
- (2) 「サド裁判」の記録と裁判期間中の当事者の発言等については、河出書房新社刊の『澁澤龍彦全集』別巻2を参照。
- (3) 伊藤、整および「チャタレイ裁判」については、論者の出身大学と研究生活における先輩の星野紘一郎氏より資料と多くの知識と示唆をいただいた。
- (4) 小熊英二『民主』と『愛国』 戦後日本のナショナリズムと公共性、新曜社、四九八ページ。また、この論考を作成するにあたって、戦後の歴史については同書を多く参照した。
- (5) 関谷一彦「サド裁判」——猥褻についての法的立場と文学的立場—— 関西学院大学言語教育研究センター、二〇〇六年、七十七～九十四ページ。
- (6) 船木拓生『富士の気分』西田書店 二〇〇〇年、十五～十六ページ。

- (7) 同書、二十七ページ。
- (8) 同書、四十～四十五ページ。
- (9) 同書、四十一、四十四ページ。
- (10) 同書、三十三ページ。
- (11) 小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉』戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社、二〇〇二年、五百二十二ページ。
- (12) 同書、五百二十二ページ。鶴見俊輔著作集第五卷五十八ページ。
- (13) 同書、五百二十二ページ。
- (14) 同書、五百二十三ページ。
- (15) 同書、五百二十三ページ。
- (16) 同書、五百二十六ページ。
- (17) 同書、五百二十七ページ。
- (18) 同書、五百二十九ページ。
- (19) 同書、五百三十一ページ。
- (20) 同書、五百三十一ページ。
- (21) 同書、五百三十三ページ。
- (22) 同書、五百三十三ページ。
- (23) 同書、五百三十四～五百三十九ページ。
- (24) 同書、五百三十七～五百三十八ページ。
- (25) 同書、五百三十八ページ。
- (26) 同書、五百四十一ページ。
- (27) 同書、五百四十一ページ。「首相、総辞職」を攻撃」(『朝日新聞』一九六〇年六月二日夕刊)。
- (28) 同書、五百四十六ページ。
- (29) 同書、五百四十七ページ。
- (30) 同書、五百四十八ページ。
- (31) 村山匡一朗+編集部『シネマ革命1960』フィルムアート社、二〇〇三年、四ページ。
- (32) 同書、十八ページ。
- (33) 村山匡一朗+編集部『シネマ革命1960』フィルムアート社、二〇〇三年、四ページ。
- (34) 大江健三郎以外に、同じ山口二矢の事件を題材にしたドキュメンタリーとしては、沢木耕太郎『テロルの決算』文芸春秋、一九八七年。
- (35) 『澁澤龍彦全集 別巻2』三百七十ページ。
- (36) 同書、三百七十ページ。
- (37) 小熊、五百四十六ページ。
- (38) 『澁澤龍彦全集 別巻2』三百五五ページ。
- (39) 同書、二百九十九ページ。
- (40) 同書、三百ページ。傍線強調は論者。
- (41) 船木拓生、三十三～三十四ページ。
- (42) 同書、三十四ページ。
- (43) 同書、三十九ページ。
- (44) 同書、六ページ。
- (45) 同書、九ページ。
- (46) 同書、六十五ページ。
- (47) 同書、七十四～七十五ページ。
- (48) 同書、八十九ページ。

L’Affaire Sade dans le Japon d’après-guerre (1)

Yoko MIYAMOTO

Abstract

L’Affaire Sade a pris naissance en 1959 au Japon, cinq ans après la France, quand Tatsuhiko Shibusawa a traduit *L’Histoire de Juliette ou les prospérités du vice*, en raccourcissant le texte d’un tiers, et en le présentant en deux parties distinctes. On ignorera à jamais la raison pour laquelle la première version ne s’était pas attirée la disgrâce des autorités. Mais la seconde, publiée six mois plus tard, s’est vue interdite l’année suivante, en 1960. Quatre jours après l’interdiction de publication et de diffusion, Shibusawa a résolument déclaré la guerre à l’oppression d’opinion. Pas seulement Shibusawa lui-même, mais aussi d’autres intellectuels, spécialistes de littérature ou de philosophie, qui n’ont cessé par la suite d’exprimer publiquement leur opinion à l’encontre des autorités. En 1961, Shibusawa et Kyoji Ishii, président des éditions de *Juliette*, sont accusés officiellement de publication d’écrits pornographiques. Le procès dure longtemps, Shibusawa le perd en 1969. On peut dire que l’Affaire Sade constitue une chronique des années 60.

Dans ce premier article, nous posons un certain nombre de remarques concernant l’époque des commencements de l’affaire. Ces quelques années correspondent précisément à celles des luttes contre le nouveau Traité de sécurité nippo-américain. L’époque fourmille d’accidents littéraires et politiques (notons par exemple l’incident de Furu-yumetan, une nouvelle ironique écrite par Fukazawa, ou l’assassinat d’Asanuma, président du parti socialiste, etc); elle marque une articulation dans l’histoire de l’après-guerre. L’activité économique est enfin sortie du marasme, l’usage de la télévision et du téléphone se généralise. Influencé par l’exemple français, le cinéma japonais se renouvelle et divers “under ground” d’ordre artistique commencent à s’introduire : la jeune génération, contemporaine du nouveau traité de sécurité nippo-américain, est conquise. L’image de Sade, ou celle de Shibusawa, victime(s) des “autorités-opprimant-la-liberté” inspire une grande sympathie à cette jeune génération qui soutiendra Sade/Shibusawa dans les dix années suivantes.